

前回からの変更点を赤字で示す。

2023年12月5日

## 評価に用いる放射性物質の審査基準への適合性について

No.	Page	質問・コメント等
4	本文 P10 (核種選択)	<b>二次的な汚染の評価に用いる放射性物質について、<sup>3</sup>Hを除いた32核種から選択しているようにみえるが、審査基準のとおり33核種から選択していることが分かるよう詳細に説明すること。</b>

<sup>3</sup>Hの放射化学分析の結果はすべて検出限界値未満であり、このうち最大の検出限界値（表面汚染密度）に最大の比表面積を乗じて算出した放射能濃度は基準値の1000分の1程度であることから、評価対象核種選択への影響はないと判断し、<sup>3</sup>Hを除く32核種から評価対象核種を選択することとした。

審査基準では33核種から選択することを要求していることを踏まえて、**評価対象核種の選択方法を以下のとおり明確化した。**

### 1. 今回の認可申請書における評価対象核種の選択方法

- 評価対象核種は33核種から選択する。
- <sup>3</sup>Hはその他の32核種と異なり炉水の放射化により生成されるため、放射化計算により他の核種と<sup>3</sup>Hの比率を求めることができない。また、放射化学分析においても全ての代表サンプルにおいて<sup>3</sup>Hは検出限界値未満であり、他の核種と<sup>3</sup>Hの比率を求めることができない。このことから、<sup>3</sup>Hは評価対象核種の選択候補とし、<sup>3</sup>Hを除く32核種から評価対象核種を選択する（※1）。
- <sup>3</sup>Hを除く32核種の放射能濃度の設定方法及び32核種から評価対象核種の選択方法は、今回の認可申請書（本文五、添付書類三）に記載のとおりである。**
- 放射能濃度確認対象物の<sup>3</sup>Hの汚染状況から、<sup>3</sup>Hの放射能濃度は基準値の1000分の1程度であることから、評価対象核種選択への影響はないと判断し、<sup>3</sup>Hを評価対象核種の候補から除外する。

### 2. <sup>3</sup>Hを除く32核種から評価対象核種を選択する妥当性（※1）

- <sup>3</sup>Hを除く32核種から評価対象核種を選択することは前回の認可申請書においても同様であり、本回答書P3（参考）に示すとおり、33核種から評価対象核種を選択するよりも<sup>3</sup>Hを除く32核種から選択する方が幅広に評価対象核種を選択することができ、妥当であると判断した。

以上

(参考) 前回の認可申請書：<sup>3</sup>H を除いた 32 核種で評価する妥当性

**(添付 3) 表-9 (3) 二次的な汚染の評価対象核種の選択に関する説明(10/10)**

3. 評価対象核種の選択において「<sup>3</sup>H を除く規則 32 核種」で評価する妥当性

- ・ΣD/C（評価対象核種）のΣD/C（規則 33 核種）に対する割合が 90%以上であることを確認する。その割合をより小さく評価することにより、より多くの評価対象核種を選定することになり、評価対象核種の選定方法としては保守的である。
- ・評価対象核種が規則 32 核種に対して占める割合が、規則 33 核種に対して占める割合より小さくなることを以下に示す。

Σ D/C ( <sup>3</sup> H を除く規則 32 核種)	x
Σ D/C ( <sup>3</sup> H を除く評価対象核種)	y
D/C( <sup>3</sup> H)	z

$$y < x \quad \dots \textcircled{1}$$

$$\frac{y}{x} < 1$$

$$y + \frac{yz}{x} < (y + z)$$

$$\frac{y}{x}(x + z) < (y + z)$$

$$\frac{y}{x} < \frac{y+z}{x+z} \quad \dots \textcircled{2}$$

- ・①式を変形すると②式となり、「ΣD/C（<sup>3</sup>H を除く規則 32 核種）に占めるΣD/C（<sup>3</sup>H を除く評価対象核種）の割合」は「ΣD/C（規則 33 核種）に占めるΣD/C（<sup>3</sup>H を含む評価対象核種）の割合」より小さい。
- ・以上より、「<sup>3</sup>H を除く規則 32 核種」を用いて評価対象核種を選定する方が割合をより小さく評価し、次の核種を選択しやすくなるため、保守的であると判断した。
- ・核種選択のΣD/C の計算として<sup>3</sup>H を除いているが、<sup>3</sup>H を二次的な汚染の評価対象核種として選択しており、<sup>3</sup>H の放射能濃度は検出限界値の最大値とする。

**<回答書（10/26 提出版）からの変更点>**

- ・評価対象核種の選択に用いる 33 核種の放射能濃度の設定にあたり、<sup>3</sup>H は他の核種との比率を設定できないことを踏まえ、まず幅広に評価対象核種を選択する観点から<sup>3</sup>H を選択候補とし、<sup>3</sup>H を除く 32 核種から評価対象核種を選択する。
- ⇒これにより、審査基準のとおり「33 核種から選択するケース」では、上記②式の右辺のとおり「(y+z) / (x+z)」となる。「<sup>3</sup>H を除く 32 核種から選択する申請書ケース」では上記②式の左辺のとおり「y/x」で変更なし。結果として、前回の認可申請書と同様であり、32 核種から選択する方が保守的となる。